平成２１年（フ）第２７４号
広島県福山市引野町３丁目19番27号、旧住所広島県福山市引野町南１丁目19番３―342号Ｂ
債務者　伊藤　秀昭
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４３６号
北海道旭川市豊岡５条５丁目４番15号
債務者　檜森　哲純
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３７号
北海道旭川市３条西５丁目２番６号　プリメリア201号室
債務者　菅井　智子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４５号
北海道旭川市忠和３条８丁目２番１―307号市営住宅
債務者　小林　琢也
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５２号
北海道深川市西町12番３号　センチュリーハイツ21―207号室
債務者　笠戸　朋美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５６号
北海道旭川市春光台２条３丁目９番２号
債務者　前林　雅人
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５７号
北海道旭川市末広６条２丁目４番18号
債務者　出崎　昭夫
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５８号
北海道旭川市末広６条２丁目４番18号
債務者　出崎　榮子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５９号
北海道旭川市永山４条４丁目10番19号　ＲＩＴＺ―101号室
債務者　松崎　国広
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６２号
北海道上川郡上川町花園町210番地21
債務者　田村ゆかり（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６５号
北海道上川郡美瑛町中町１丁目８番６号
債務者　片山　伸英
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
北海道旭川市東８条２丁目２番８号　東８・２ホワイトハウス301号室
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６８号
北海道旭川市春光６条８丁目８番３号　ミサワマンションＡ―１
債務者　野宮　惠藏
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７０号
北海道上川郡愛別町字北町231番地１
債務者　泉　　希（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７１号
北海道旭川市永山９条５丁目６番18号
債務者　渡邊ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部